

大逆事件と真宗大谷派

泉

惠
機

はじめに	
1 大逆事件の概要	
a 事件の背景	
b 大逆事件の経過	
2 大逆事件の影響	
a 徳富蘆花の場合	
b 石川啄木の場合	
c 森鷗外の場合	
3 大逆事件と真宗大谷派	
a 大逆事件に対する大谷派の対応	
b 大谷派慈善協会の設立とその問題点	
おわりに	

二〇一九八七八八七八七八七八七八七八

はじめに

ここに言う「大逆事件」とは、いわゆる幸徳事件を指す。これは、明治末期に当時の国家が社会主義者の中の直接行動派と言われる人々を弾圧するために、幸徳秋水以下二十四名に死刑判決を下し十二名を死刑に処した、その大部分が国家による冤罪事件であったことは、今日よく知られている。予審は約五ヶ月、大審院における裁判は約二週間、結審から判決までは約二十日間という迅速さであり、この流れのみをとっても、この事件が異常な性格をもつてていることが推測せられるが、しかも死刑は、国際的な規模での批判の中で、判決後一週間で執行されたのであった。

このようにこの大逆事件は、明治末期の天皇制国家がその牙をむき出しにし、国家にとつて不利益と見なすものの存在を抹殺し、その思想表現を絶対に許さぬことをこの国の民衆に知らしめた事件であったが、国家に背反すれば死をもつて報われることを目の当たりにした当時の人々は、この事件についてのなんらかの見極めや、自己の生き方や思想における位置づけを要求されたと思われる。ことに思想表現を行う人々にとつては、それは直接的な形で相対することを要求せられたものであった。思想家、文学者、教育者、宗教者や出版界など、当時の記録からその影響を見ることができるが、その中でも特筆されるのは、蘆花と啄木と鷗外である。

また、この事件には三人の仏教僧侶が連座した。曹洞宗の内山愚童、臨済宗妙心寺派の峯尾節堂、真宗大谷派の高木顯明である。この三人の僧侶を自派の正式な僧侶とする三教団は、事柄が「大逆」の計画であったという

ことから、対応をせまられた。この三教団はいずれも連座者を「攘斥」処分にしたのであるが、ことに大谷派においては、この事件によって「大谷派慈善協会」を設立し、より積極的に国家への協力を示すことになった。

この小論では、更めて事件の背景と概要をなぞり、その上で、徳富蘆花、石川啄木、森鷗外などが、この事件をどのようなものとして受け止めたかについて見ていく。最後に、真宗大谷派という組織がこの事件にどのように対応したかのかについて、大谷派慈善協会の設立とその問題点を中心に述べたい。

1 大逆事件の概要

a 事件の背景

大逆罪

当時の刑法（新刑法——一九〇七年四月二十四日公布、翌年十月一日施行）において、「天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントンタル者ハ死刑ニ處ス」との大逆罪の規定が存したことは周知のことである。この規定を適用された事件、すなわち大逆事件は歴史上四件あったが、その内、幸徳秋水が首謀者とみなされた事件と難波大助による虎ノ門事件とは、その背景に共通点が伺える。

虎ノ門事件は、一九二三年末、當時摂政宮であった後の昭和天皇が議会開院式に向かう途中を難波大助が杖銃で狙撃した事件であった。すでに渡邊順三が紹介しているところであるが、幸徳事件、虎ノ門事件の二つの大逆

事件の弁護人であつた今村力三郎の回想録である『趣言』によれば、「抑圧に酬ゆる復讐—赤旗事件は幸徳事件を生み、幸徳事件は難波事件を釀生せり」—という章を置いているが、別章の「裁判官の苦心」中で難波大助の予審調書を引用して、勤王家に生まれた難波大助がいかにして天皇狙撃事件を起こすに至ったかに触れている。

それによれば、難波大助は、山口県の県会議員や衆議院議員であつた難波作之進の四男であり、曾祖父覃庵は維新の功績により明治天皇への「拝謁ヲ賜ハ」つたという家庭に育ち、「厳格ナル父ト慈愛深キ母トノ薰陶ヲ受ケテ人ト為リ、克ク父母ニ仕へ難波家ノ伝統的精神ヲ体シ皇室中心主義ヲ奉ジ」て成長したという。その後諸事情によつて、東京に出て新聞配達をしながら自給の生活を送る中で「貧民窟」を見、また自分の生活の困窮によつて次第に思想が変化し、ソヴィエト連邦の成立に刺激されたり、大正期の民主主義的潮流の影響を受けたりしていったようである。その後糺余曲折はあるが、調書は次のように述べている。

……其ノ後幾バクモナク社会主義ノ講演会ニ赴キタル際、臨監ノ警察官ガ其演説ヲ中止シ片言隻句ダモ発セシメズ即時解散ヲ命ジタルヲ見テ、言論ノ自由ヲ与ヘザルコト既ニ斯ノ如シトセバ、主義者ガ言論ニ訴フルコトヲ為サズシテ直接行動ノ手段ニ出ズルコトアリトスルモノ、是レ皆官憲自ラ招ク撃（わざわい）ニシテ、其責主義者ニ存スルニ非ズト思惟シ、……奇（ママ）モ帝国臣民タルモノハ、其地位階級ノ如何ヲ問ハズ均ク皇恩ニ浴スベキモノナルコトニ想到セズ、畏クモ皇室ト共産的思想トハ両立スベカラズト妄断シ、言論ニ依ルモ其効果少シトナシ、皇族ニ対シ危害ヲ加ヘテ共産主義者ノ決意ヲ示シ、因テ以テ一面ニ於テハ、現時我国ニ於テ主義宣伝ニ関シ言論ノ自由ヲ許サズ、労働組合ヲモ公認セズ、銃剣ヲ以テ自由思想ニ対スル、権力者

階級ト戦ヒ、権力階級者及資本家ガ皇室ヲ奉擁シ、労働者及社会運動者ニ加フル圧迫ヲ除去シテ、無産者ノ危急ヲ防救スベク、他面ニ於テハ大震災ニ当リ無辜ノ労働者、社会主義者ヲ殺戮シタル反動団体ノ暴状ニ対シ、其ノ反省ヲ促シ、尚進ンデハ現ニ我国ノ無産者間ニ澎湃タル皇室中心主義ノ信念ヲ放擲セシメンコトヲ目的トシ、……

（『今村力三郎「法廷五十年』』p. 37～39）

つまり、難波大助の摂政狙撃という過激な行動を生む背景に、貧富両階層の大きな懸隔と権力による言論の弾圧があり、それが彼を直接行動に使嗾したとしていることがここでは注意せられる。

一方、明治末期のいわゆる幸徳事件は、後述するようにその大部分は国家権力によるフレーム・アップであつたが、この事件の発端であつた明科事件における宮下太吉らの爆弾製造は、ことに第二次桂内閣による徹底した社会主義弾圧の嵐が生んだものであつたと言つてよいであろう。

直接行動派

第一次西園寺内閣から第二次桂内閣への移行を決定づけたのは、桂太郎とその背後にあつた維新の元勲の一人である山縣有朋の、西園寺内閣の社会主義取締に対する不満であったといわれるが、第二次桂内閣成立前後の、日本における社会主義の動勢と国家による取締について、大逆事件の背景としてその概略を見ておきたい。

第一次西園寺内閣は一九〇六年一月七日に発足したが、その後、同月十四日には西川光二郎らによつて日本平民党が、二十八日には堺利彦らによつて日本社会党が結成され、この二つの党は、二月下旬には合同して「日

本社会党」の結成となつた。

西園寺内閣は日本社会党の結成を許可するなど、社会主義取締に対しても比較的寛容であったとも言えるが、この時期の社会主義運動は主として議会政策を目指し、第一の目標として普通選挙制の実現をめざしていたことも、その一因であつたとも考えられる。しかし、日本の社会主義は西園寺内閣結成後間もなく新たな動向を見せることになる。それは、幸徳秋水が、議会政策路線に疑問を呈したからであつた。

一九〇六年六月二十三日、数ヶ月のアメリカ滞在から帰国した幸徳秋水は、直後の二十八日の日本社会主義演説会において、「世界革命運動の潮流」と題して演説を行い、世界の社会主義の動向は「直接行動」に傾きつつあることを紹介し、普通選挙制度をめざす運動に疑問を投げかけた。滞米中に、アナキズムやサンディカリズムの影響を受けたことが、彼の社会主義思想を転回させたのである。

また翌年二月五日付の「平民新聞」（日刊）紙上に「余が思想の変化—普通選挙に就て—」という論文を掲載した。その冒頭に、

余は正直に告白する。余が社会主義運動の手段方針に関する意見は、一昨年の入獄当時より少しくらい、更に昨年の旅行に於て大に変じ、今や数年以前を顧みれば、我ながら殆ど別人の感がある。／……

故に余は正直に告白する、『彼の普通選挙や議会政策では真個の社会的革命を成遂げることは到底出来ぬ、社会主義の目的を達するには、一に団結せる労働者の直接行動（デレクト、アクション）に依るの外はない』余が現時の思想は實に如此くである。

と記して、期待に反して議会なるものは労働者階級から組織されるものではなく紳士閥から組織せられるのが現今の事実であると言い、普通選挙制度の獲得を否定するのではないが、現今社会主義者は眞面目であるが、もし選挙法の改変によつて社会主義者が多数を得ることがあるとするなら、名譽や権勢や利益や議席のために社会党に入る者が出で来るにちがいないと、旧自由党の末路を例として述べている。そして「我等の目的たる經濟組織の根本的革命、即ち賃金制度の廢止を成遂げんが為めには、千人の普通選挙請願の調印よりも、十人の労働者の自覚を更に緊要なりと信ずる、……議会に十回の演説を為すよりも労働者に向つて一回の座談を試むるのを遙かに有効なりと信ずる」とし、結論として、

同志諸君、余は以上の理由に於て、我日本の社会主義運動は、今後議会政策を執ることを止めて、一に団結せる労働者の直接行動を以て其手段方針となさんことを望むのである。
(前掲書同ページ)

とした。

この幸徳の提起は、議会政策要求を中心にしてきた日本の社会主義運動に、大きく方向転換を求めるものであつたが、一九〇七年二月十七日に開催された第二回の日本社会党大会において、議会政策派を代表する田添鉄二と幸徳の論争の形になつた。会議としては、堺利彦の提唱したいわば折衷案に決着したが、全面的に幸徳を支持する大杉栄などもあり、趨勢としては「直接行動」論に傾斜する結果となつた。

この動向を見て、国家側は二月二十二日に日本社会党を解散させた。「平民新聞」はそれを次のように記してい

る（二月二十三日付）。

◎日本社会党禁止せらる

日本社会党大会の決議及び同会に於ける幸徳氏の演説を載せたる本紙は社会の秩序を壊乱するものなりとて
曩に告発せられたるが日本社会党は昨日更に其結社を禁止する旨達せられたり、達しの全文左の如し

日本社会党主幹者 堀 利彦

石川三四郎

日本社会党ハ安寧秩序ニ妨害アリト認ムルヲ以テ治安警察法第八条第二項ニ依リ其結社ヲ禁止スル旨内務
大臣ヨリ達セラレタリ

右伝達ス

明治四十年二月二十二日

警視総監 安楽 兼道（印）

（前掲書 p. 134）

やがて平民新聞も四月十四日号で廃刊に追い込まれた。このような流れを受けて、日本の社会主義運動は議会
政策派と直接行動派に分裂することとなり、新たな局面を迎えることになった。

サンフランシスコ文書事件

一九〇七年十一月に、サンフランシスコの領事館などに「日本皇帝睦仁君ニ与フ」という文書が貼り出された事件が起つた。これは、明治天皇の誕生日（天長節）である十一月三日のことであったが、その内容は明治政府にとつては一種の危機感を煽られるものであつた。文面は、「日本皇帝睦仁君足下、余等無政府党革命暗殺主義者ハ、足下ニ一言セント欲ス」という文言で始まり、「睦仁君足下、憐レナル睦仁君足下、足下ノ命ヤ旦夕ニ迫マレリ、爆裂弾足下ノ周囲ニアリテ將ニ破裂セントシツツアリ、サラバ足下ヨ」と結ばれていた。この文書を作成、貼付したのは、幸徳秋水が渡米中に結成され、彼もその結成に関わりをもつた「社会革命党」のメンバーであつた。

大原慧は「元老山縣有朋への書簡」（青木書店刊大原慧著『幸徳秋水の思想と大逆事件』所収1977）において、山縣文書の中から一九〇五年から一九一年までの七年間の山縣宛の書簡二三二通を解説した結果を報告している。それによれば、このサンフランシスコにおける文書事件について、山縣有朋は、当時アメリカに滞在していた東京帝国大学教授の高橋作衛から詳細な報告を受け取つていたと言つている。それをもとに、山縣は田中光顯、原敬、西園寺公望、井上毅、小松原英太郎らに書簡を添えて資料を送付するなどして注意を呼びかけている。

山縣が西園寺の社会主義取締に不満を抱いていた故であるが、天皇暗殺を明言したこの文書事件が、山縣、桂など強い天皇崇拝主義をいだいていた人々を震撼させた様子が、大原の紹介する書簡から読みとれる。

後の大逆事件をフレーム・アップしたのは山縣、桂であったが、このサンフランシスコ文書事件において、「〈幸徳秋水〉の名が〈天皇暗殺主義者〉のイメージとかさなつて山県ならびに「山県派」に灼きついて」いつたと、

大原は指摘している（前掲書 p. 240）。

この事件について、西園寺首相は内務省を通してサンフランシスコ領事館からの報告を受けているが、山縣有朋からも原敬内相経由で書簡と資料を受け取っている。西園寺の山縣宛の書簡では、「追而」として「社会主義者云々内相江御遣しの写、慥ニ落手仕候。内相江も申聞置候。十分ニ取締方策可相講ハ勿論と存候」とサラリとした返事をかいているが、この事件は、後続の桂内閣ほどではないにしろ、西園寺内閣の社会主義取締強化にも影響を与えたのであるが、今は詳説を省く。

赤旗事件

一九〇八年六月、赤旗事件が起つた。この日、「平民新聞」などの筆禍事件で一年二ヶ月余り投獄されていた孤劍山口義三の出獄歓迎会が、神田の錦輝館で開催された。その最中に直接行動派の荒畑寒村らが赤旗を振り革命歌を歌い、場外に繰り出し、警察官と衝突した。この衝突によつて、大杉栄、堺利彦、山川均、盛岡栄治、荒畑勝三（寒村）、宇都宮卓爾、百瀬音など十四名が起訴され、一人を除いて、大杉が重禁錮二年半、罰金二十五円、堺、山川、盛岡は重禁錮二年、罰金二十円、荒畑、宇都宮は重禁錮一年半、罰金十五円、百瀬は重禁錮一年、等の判決を受けた。

赤旗を奪い合つただけの事件にしては、この判決は異常なまでの重刑判決であるが、出獄歓迎会の日から判決までの間に、西園寺内閣は辞職し、替わつて第二次桂内閣が成立していることに、ここでは注意したい。桂内閣による赤旗事件に対する弾圧が、大逆事件の直接的背景となつたものであつた。

第二次桂内閣の成立は、一九〇八（明治四十二）年七月十四日のことであったが、西園寺内閣を辞職に追い込んだ理由の一つが社会主義に対する取締が手ぬる過ぎるということであつた。それゆえ第二次桂内閣は、組閣とともに「社会主義取締方針」を含んだ「政綱」を発表している。

彼ノ社会主義ノ如キ、今日ニ尚ホ織々タル一縷ノ煙ニ過ギズト雖モ、若シ捨テテ顧ミズ、他日燎原ノ勢ヲ為スニ至レハ、臍ヲ噬ムモ復タ將ニ及バザラントス。故ニ教育ニ因リ、國民ノ信義ヲ養フハ言ヲ俟タズ。其ノ產業ヲ助ケ恒心ヲ維新シテ、予メ禍言ヲ防グト同時ニ、社會主義ニ係ル出版集会ヲ抑制シテ、其ノ蔓延ヲ禦グベキナリ。

（徳富猪一郎編『公爵桂太郎伝』坤巻 p.348）

この方針のもとに桂内閣による呵責なき社会主義者に対する取締、弾圧が始まつた。赤旗事件に対する取締も始まつたのもその一例であるが、これ以後、集会や演説に対する取締は苛酷となり、また、『東京社会新聞』、『東北評論』、『平民新聞』、『熊本評論』、『平民評論』、『自由思想』、『世界婦人』などが発行禁止処分を受け、社会主義者たちは言論の場を失つていった。社会主義者に対する日常的な尾行も始まり、彼等は次々と職場を失い、生計の道さえ閉ざされていった。このように社会主義者たちは、思想表現の場を奪われ、仕事さえ奪われていつたのである。

ヨーロッパにおける無政府主義者の一部によるテロリズムの出現の影響もあつたが、日本においても、このような弾圧によって、大逆事件の発端となつた明科事件に見られるように、爆弾によるテロリズムに思想表現の道

の最後の希望を託さんとする社会主義者が生み出されていったのであつた。

石川啄木が大逆事件の後「ココアのひと匙」の詩において、

われは知る、テロリストの

かなしき心を—

言葉とおこなひとを分ちがたき

ただひとつ的心を

奪はれたる言葉のかはりに

おこなひをもて語らむとする心を、

われとわがからだを敵に擲げつくる心を—

しかして、そは眞面目にして熱心なる人の有つかなしみなり。

(筑摩書房刊『石川啄木全集』第2巻 p. 416～417)

と歌つたのは、単に詩人の空想の産物ではなく、まさしく啄木の言うようなテロリストを生み出す背景があつたのである。

b 大逆事件の経過

三つの事件

世に「幸徳事件」と呼ばれる「大逆事件」は、このような第二次桂内閣による社会主義者弾圧の最も過激な一例であった。

この大逆事件は、相互にほとんど関連をもたない三つの事件を、国家が意図的に結びつけたものというのが今日の定説である。それらは、「明科事件」、「十一月謀議」、「皇太子暗殺計画事件」と言われるが、「信州爆裂弾事件」とも呼ばれる「明科事件」を除く二つは、もともと事件と言うべきものではない。この三つがどのように縫い合わされて、世を震撼せしめた「大逆事件」にフレーム・アップされていったのかについて、些かなどつておきたい。

明科事件というのは、天皇暗殺を目的として爆裂弾を作っていたとして、信州明科の製材所員宮下太吉が拘引されたことに始まる。一九一〇（明治四十三）年五月二十五日のことであった。それより新村忠雄、新村善兵衛の兄弟と古河力作が次々と拘引され、同月末日に幸徳秋水、菅野須賀子、宮下、新村兄弟、古河、新田融の七名が起訴された。幸徳は彼等の計画を聞いてはいたが直接関わってはいなかつた。しかし他の被告との関係の深さや彼の社会主義運動に於ける位置などによつて、首魁とされていったのだった。

幸徳の拘引は六月一日であるが、この時点では爆発物取締罰則違反の事件であった。この事件が紀州新宮に飛び火し、社会主義者でクリスチヤンであつたドクトル大石誠之助が六月五日に起訴されたが、これらの人々への

訊問が行われる過程で、「十一月謀議」という第二の事件が生み出されていく。つまり、計画内容の杜撰さなどのこととはともかく明科事件は明確に天皇暗殺を目的として爆弾を製造していたのであるから、いわば事件の本体であり、実態をもつものである。

だが、天皇暗殺の計画を話し合ったという「十一月謀議」なるものは、實際の中身は「謀議」ではなく「雑談」、あるいは「放談」とでもいうべきものであったが、この二つが縫い合わされてフレーム・アップされていったのである。

一九〇八年八月に、土佐に帰郷していた幸徳が、赤旗事件で多くの仲間が逮捕されたことにより再び東京に出たが、その途次新宮に立ち寄り、大石誠之助宅に逗留し熊野川で船遊びをしたことが船上での謀議とされ、さらに三ヵ月後の十一月に、今度は大石誠之助が東京の平民社に幸徳を訪ねて菅野とともに診察したが、このとき「十一月謀議」がなされたとされた。

大石誠之助が新宮に帰る途中、京都、大阪で社会主義者などと出会つたりするが、十一月謀議が伝えられ同意されていつたと捏造されていった。その翌年の一月下旬、新年会ということで大石に招待された高木顯明、成石平四郎、峯尾節堂、崎久保誓一が、天皇暗殺謀議の内容をうち明けられ同意したとされ、いわゆる「新宮グループ」が作られていった。熊本へも同様の形で伝えられたとされたが説明は省く。これが「十一月謀議」である。

もう一つの「皇太子暗殺計画事件」は、内山愚童に關わるものである。これも「計画」というより「放言」、「暴言」と言つたほうがいいような事であった。

箱根の曹洞宗林泉寺の住職であった内山愚童は、天皇暗殺は困難であるから皇太子をやればいいとの放言をお

こなつたことがあり、それが他の二つの事件と合体されていったのである。

内山愚童は、もと内山慶吉といい、一八七四（明治七年）年に新潟県小千谷で生まれた。一〇代の終わりの頃に父が死に、その後二〇才の頃東京に出たと言われる。曹洞宗で得度し僧門に入ったのは二〇代半ばであつたが、動機は明確ではない。三〇代半ばで林泉寺住職となつたが、この頃から社会主義に傾斜して行つたと言われている。住職は約五年間であったが、この間に印刷機を購入し、『無政府主義道德否認論』、『帝国軍人座右之銘』を秘密出版し、出版法違反で起訴されている。また一九〇八年に『入獄記念無政府共産』を秘密出版したが、これが大逆事件連座に大きく影響している。愚堂の足取りや思想の推移を追うのは控えるが、過激な言説によつて警戒されていていたことから、放言を大逆事件に結びつけられて行つたのであつた。

ただ、宮下が逮捕された頃は「爆発物取締罰則違反」の事件であつたが、一九一〇年六月四日から、明科事件の幸徳、宮下、菅野などの拘留状では「刑法第七十三条ノ罪ノ被告事件」とされている。

新宮、熊本などに拡大されて行く流れも、同様に六月初めに出てくるが、六月四日には、東京地方裁判所の小林検事正の談話があり、翌五日にいくつかの新聞に掲載された。

今回の陰謀は實に恐るべきものなるが、関係者は只前記七名のみの間に限られたるものにして、他に一切連累者なき事件なるは余の確信する所なり。されば事件の内容及びその目的は未だ一切発表しがたきも、只前記無政府主義者男四名、女一名が爆発物を製造し、過激なる行動をなさんとしたること発覚し、右五名及び連累者二名は起訴せられたる趣のみは、本日警視庁の手を経て発表せり。

しかし、この談話の前日（六月三日）には和歌山県では新宮で大石、高木頴明、西村伊作、崎久保誓一、沖野岩三郎らが、本宮で成石平四郎、田辺で毛利柴庵が家宅捜索をうけ大石誠之助は直後に拘引されているのであり、これによる限りでは、六月四日の段階では事件のこれ以上の拡大はなくしたがって新宮には飛び火しないことを発表しているのと矛盾する。この辺は当局側の足並みの乱れが感じられるが、捜査の進展とともに行われていったフレーム・アップは、少なくとも「東京地方裁判所検事正」などではない、当時の国家の中枢部分から発せられていたことが推測される資料もある。

いずれにせよ、これら三事件が絶い合わされて、幸徳秋水を中心とする無政府共産主義者による天皇暗殺の大事件が組み立てられていったのである。その詳細についてはすでに諸先輩の研究がありここでは触れないと^{〔註1〕}。

註1 大逆事件研究は、敗戦までは皆無といってよいが、それ以後、ことに坂本清馬などによる再審請求の動きの中で一挙に進んだと言つてよい。以下に一、二の研究を挙げておく。塩田庄兵衛・渡邊順三編『秘録大逆事件』春秋社刊、絲屋寿雄著『増補改訂大逆事件』三一書房刊、神崎清著『大逆事件』1～4巻 あゆみ出版刊など。

2 大逆事件の影響

a 徳富蘆花の場合

大逆事件における政府の弾圧の中心は、直接行動派と呼ばれる社会主義者をターゲットにしていたが、当時の社会運動全体に大きな影響を与えたにはおかなかつた。また、そればかりではなく、思想界、文学界、教育界、宗教界などにも大きな動搖を与えたが、ここでは先ず、この事件に関して最も早く、公開の発言を行つたものとして徳富蘆花を取り上げたい。

蘆花は、この事件に関して最も早く公的発言を行つた人である。ここで「公的」という意味は、この事件の激しさによって多くの人々は発言せず沈黙を守つた中で、いわば堂々と社会に向かって発言した、というくらいの意味である。

大逆事件は一九一一年一月十八日に判決が下されたが、蘆花夫人愛子の日記によつてそれ以後を些かなぞると、十九日には「昼過新聞来る。書斎より吾夫、オ、イとよびたまふに、何事ぞといそぎゆかんとすれば、つゞけて二四人殺すさうだ!」、二〇日には「けふは終日かの二四人の事件につきかたりくらす。……心は牢にのみゆきて。」とあり、二十四名の死刑判決の報に接した時の蘆花の驚きがよく伝わつてくる。判決翌日の深更に内十二名は無期に減刑されたが、その報は二十一の新聞に出た。その日二十一日には、「聖恩如海、一二名減刑の詔勅下る。」吾夫はまだ政府を利巧として多分残りも今数日を経て下るべし。二度にするなるべし。一度に悉くゆるすは寛に

過ぐるやう見ゆればと。されど、幸徳及菅野のふたりは、若しくは大石の三人だけはどふもたすかりざうにもなし。ともかく兄君（蘇峰のこと—泉）へ手紙認め、残り一二名の為尽力したまはん事を乞ひ給ふ。」と記されている。（愛子夫人の日記は『明治文学全集』第42巻 徳富蘆花集「解題」より引用以下同）

愛子夫人の言う兄蘇峰への書簡は次の内容であつた。

唯今新聞を披きて恩赦の十二名に限られたるに一驚を喫し申候。残余の十二名は時を隔てゝ特赦の恩命有之候都合にや。若死刑に処せらるゝ様の事ありては大事去矣。啻に豎子をして名を成さしめ松陰三樹の栄冠を彼等に冠らしむるのみならず、死刑の目的と正反対の結果を必然來し可申候。死する十二人は百二十人となりて復活し来るべく彼等が殘年の計数に幾層倍して皇室の命脈は縮まり可申候。聰明者揃ひの当局にはあまりの違算に候はずや。何卒御一考速やかに桂總理に御忠告奉願候。

一月二十一日午後二時半

健次郎

（蘆花全集刊行会編『蘆花全集』第20巻 p.287）

この手紙を見ると、この事件が事件の捏造から死刑判決、さらには半数の恩赦まで、すべて山縣有朋、桂太郎たちの仕組んだことは、蘆花には全く見えていなかつたことが判る。中野好夫は『蘆花徳富健次郎』において、「おそらくこれが百人中九十九人、いや、一万人中九千九百九十九人までの日本国民の理解であつたに相違無い」（第三部 p. 10 筑摩書房 1974）としている、徹底した管制下ではまさしくその通りであつたであろう。

兄への手紙（同時に「桂侯爵へ」という桂總理への手紙を書き、多分兄への書簡に同封していたと中野は同箇所で言っている）に対して蘇峰は何も動きを見せていない。そこで蘆花は、天皇への直訴を計画し「天皇陛下に願ひ奉る」という一文を草し、朝日新聞に掲載を依頼すべく池辺三山に託した。そのことは、一月二十五日の愛子夫人の日記に次のように記されている。

吾夫の御眠り安からず。早朝臥床に居たまふ。折からいろいろ考へ給ひ、どぶしても天皇陛下に言上し奉る外はあらじ。……ともかくも草し見ん、とまだうすぐらきに、書院の障子あけはなち、旭日のあたたかき光のぞみて、氷の筆をいそ／＼走らし給ふ。走らしつゝも其すべを考へ給ふ。桂さんよりは書生の言を退けて一言の返事もなし。ともかく『朝日』の池辺氏、これも志士の後閑氏にたのみて、新聞に、陛下に言上し奉るの一文をのせてもらはん、と漸くかき終へて、一一時比池辺氏への手紙と共に冬を高井戸に使し、書留にて郵送せしむ。

ところが、これは時すでに遅しあつた。前日の二十四日に、菅野須賀子を除く十一名の死刑が執行せられ、菅野もこの日午前中に絞首されたのであつたが、それを蘆花が知るのはこの日の午後である。

午後三時比新聞來。オ、イもう殺しちまつたよ。みんな死んだよ、と叫び給ふに、驚き怪しみ書斎にかけ入れば、已に既に昨二四日の午前八時より死刑執行!!! 何たるいそぎやうぞ。

……『朝日』報ずる臨終の模様など、吾夫折々声をのみつゝ読み給へば、きくわが胸もさけんばかり。無念の涙とどめあへず。吾夫もう泣くな／＼ととどめ給へど、其御自身も泣き給へり。……大逆徒とあざけられし彼等ゆゑ、引取人ありやなしや。とにかく出かけて見ん。もしなくばここに引取らん。松陰と遠からぬ此地に彼等を葬るも能からん、と身じたくしたまはんとしたまひしが、紙上に加藤時十郎（ママ）氏、枯川氏の引取の記事ありたればひかへてやめたまふ。

かたり暮して夜に入る。

長文の引用になつたが、蘆花の反応がよく示されている。結局「天皇陛下に願ひ奉る」は陽の目を見なかつたわけであるが、この三日前、一高の学生が二名、演説を依頼に来た。それについて愛子夫人は「ちょうど悶々、命乞ひの為にもと、謀叛論と題して約したまふ」と書いているが、この講演の草稿が「謀叛論」として今日我々の目にするものである。

蘆花は自ら社会主義者を名のつてもいたが、一方、天皇に対する強い愛着の念をもつていた。これは、明治期に成長した人々に特徴的なことかもしれないが、今日であれば全くの矛盾撞着なりと批判するであろうものが、一人の人間の中に矛盾無く共存していた。

一高での講演は延々二時間を超える大講演となつたようであるが、その草稿「謀叛論」の言葉を抜き出してみる。

……然し乍ら大逆罪の企に万不同意であると同時に、其企の失敗を喜ぶと同時に、彼等十二名も殺したくはなかつた。生かして置きたかつた。彼等は乱臣賊子の名を受けてもたゞの賊ではない、志士である。たゞの賊でも死刑はいけぬ。況んや彼等は有為の志士である。自由平等の新天新地を夢み身を獻げて人類の為に尽さんとする志士である。……諸君、幸徳君等は時の政府に謀叛人と見做されて殺された。が、謀叛を恐れてはならぬ。謀叛人を恐れてはならぬ。自ら謀叛人となるを恐れてはならぬ。新しいものは常に謀叛である。……繰り返して曰ふ、諸君、我々は生きねばならぬ。生きる為に常に謀叛しなければならぬ。自己に対して、また周囲に対して。……

（『明治文学全集』第42巻 pp. 370—）

この草稿から察して蘆花の講演は、幸徳たち「逆徒」に対する満腔の同情と政府に対する直接的批判に満ちたものであつたと考えられる。

周知のように、この講演会の責任をとる形で、一高校長であった新渡戸稻造は辞職させられている。蘆花は留任処置を願う手紙を小松原文相と桂太郎に出したが、そのようなことが効を奏する事態ではなかつた。

詳細は省くが、二月六日にはこの一高の講演会の向こうを張るようにして、國學院大學で「大逆事件講演会」が開催されていることを付言しておきたい。講師は井上哲治郎、南條文雄、花田伸之助、渋沢栄一、三宅雪嶺であつた。この中で雪嶺だけは御用的論調ではなく、蘆花と同様の政府の思想弾圧を弾劾する講演であつた。それに対して来賓の代議士が食つてかかり、場内は総立ちとなつて罵声も飛び交つた。しかしその罵声は代議士に対してのものであり、弁者は「雪嶺博士、万歳！」の声に送られて退場したという。

今一つ、後述するが、蘆花はこの講演草稿の中で、自派からの連座者を擯斥処分にした仏教宗派に痛烈な批判を向けていることも注意しておきたい。

b 石川啄木の場合

石川啄木が大逆事件に関わる小論や詩などを残していることはよく知られている。その一つ「時代閉塞の現状」は、一九一〇（明治四十三）年五月下旬から始まつた大逆事件を受けてかかれたものである。直接的には、この年の八月二十二日、二十三日に「東京朝日新聞」に掲載された魚住折蘆の評論「自己主張の思想としての自然主義」に応じたものであり、大逆事件に言及しているわけではないが、この天才詩人の感性は大逆事件の本質を正確に捉え、今、何が最大の問題であるかについて論じている。

この中で啄木は、折蘆の問題提起の根拠 자체が時代に即したものではないと批判するが、その「時代」とは、「國家が我々に取つて怨敵」となつた時代であり、國家が、初めて「確執を釀」すべき存在となつた時代であるという。國家が真摯に「國」を憂うる者とその思想を、徹底して弾圧するという事件を前にして、「自己主張の思想としての自然主義」という如きテーマが如何に無力であるか。否それ以上にそれは虚偽であると喝破している。この強権としての国家においては未来は杜絶される。そこでは「善」も「美」も「眞」も意味をもち得ないか、未来を開くものではないと。ここにおいて我々の最大事は「明日の考察！」であるとして、次のように言う。「一切の空想を峻拒して、其處に残る唯一の眞実——『必要』！」これ實に我々が未来に向つて求むべき一切である」。

唐木順三はすでに一九三二年に、「宗教の地盤をもたない自然主義者は、この人間と人間との関係を、友情、同

情、献身等の人間相互の愛情の上に求め得ずして、性慾、遺伝、本能等に求めた。其處に、「毛だもの」の世界が展ける。孤立と無解決と、デカダンは当然の結果として現はれるを得ない。啄木の『時代閉塞の現状』に於て排撃したのは正にこの世界であり、自然主義者が卑怯にもごまかしを敢てし、眼を蓋うた悲哀の、歴史性社会性を究明することによつて、明日への出発を企図したのは、『ドイツ・エ・イデオロギイ』に於けるフォイエルバッハ批判と軌を一にすると言ひ得るであらう」と、最大限の言葉で評価したが、少なくとも、大逆事件が進行する過程でそれのもつ歴史的意味に観照的な態度ではいられない啄木の面目が、この評論にはよく現れている。

周知のごとく、啄木は当時朝日新聞の記者として他の人々より早く、また多くのニュースに触れ得る立場にあつたが、この事件の資料を直接見る機を得たのは、新詩社同門の弁護士平出修が事件連座者の中の二人（崎久保誓一と高木顯明）の弁護を行うことになり、彼を通して秘密裏に裁判資料を見せてもらうことが出来たからであつた。

ただ、「時代閉塞の現状」の稿は魚住折蘆の所論への批判であるから、八月二十三日以降に書かれたには違ないが、厳密にその日時を確定することは出来ない。しかしこの時期の啄木は、まだ裁判資料を見る機会を得てゐるわけではない。

（無題）

幸徳等所謂無政府共産主義者の公判開始は近く四五日の後に迫り来れり。事件が事件なるだけに、思慮ある国民の多数は、皆特別の意味を以て此公判の結果に注目し居ることなるべし。予も其の一人なり、而して

予は未だ此の事件の内容を詳細に聞知するの機会を有せざりしと雖も、検事の嘗て発表したる所及び巷間の風説にして誤りなくんば、其企画や啻に全く弁護の余地なきのみならず国民としては、憎みても猶余りある破倫無道の挙たり。又学者としての立場より客観的に觀るも殆んど常識を失したる狂暴の沙汰たり、何等の同情あるべからず。

（同前『啄木全集』第4卷 p.292）

一九一〇年十二月十日の大審院における公判開始の数日前までは、啄木は多くの国民と同じくこのように政府の発表をそのまま信じていた。この文は未完のものであるが、これに續いてこの事件の逮捕が始まって以来の政府の思想統制が、一段と厳しくなったことを述べ、彈圧が何を生むのかに注意しているが、啄木は当時朝日新聞の記者として他の人々より早く、また多くのニュースに触れ得る立場にあつたが、それでもなおこのような場所に置かれていた。政府の言論統制の徹底ぶりが推測される。

啄木が、前述のように平出修を通じてこの事件の裁判資料を直接に見たのは、一九一一年一月三日以降のことであった。事件の推移から言えば前年末に公判が終わり、判決（一月十八日）を待つ間のことであるが、このことが、彼の大逆事件観のみならず、やがて彼の思想をも一新するのである。少々長くなるが、この頃の「日記」を拾い読みしたい。（同前書第6卷 p.185-）

一月三日 晴 寒

大逆事件と眞宗大谷派（泉）

平出君と与謝野氏のところへ年始に廻つて、それから社に行つた。平出君の處で無政府主義者の特別裁判に関する内容を聞いた。若し自分が裁判長だつたら、菅野すが、宮下太吉、新村忠雄、古河力作の四人を死刑に、幸徳大石の二人を無期に、内山愚童を不敬罪で五年位に、そしてあとは無罪にすると平出君が言つた。またこの事件に関する自分の感想録を書いておくと言つた。幸徳が獄中から弁護士に送つた陳情書なるものを借りて來た。……

一月四日 晴 温

……

夜、幸徳の陳弁書を写す。

一月五日 雨 温

休み。

幸徳の陳弁書を写し了る。火のない室で指先が凍つて、三度筆を取落したと書いてある。無政府主義に対する誤解の弁駁と検事の調べの不法とが陳べてある。この陳弁書に現れたところによれば、幸徳は決して自ら今度のやうな無謀を敢てする男でない。さうしてそれは平出君から聞いた法廷での事実と符合してゐる。幸徳と西郷！こんなことが思はれた。……

一月十一日 曇 温

夜、丸谷君を訪ふと並木君も来てゐた。この日市俄高の万国労働者の代表者から社に送つて來た幸徳事件の抗議書——それは社では新聞に出さないといふので予が持つて來た——を見せた。話はそれからそれと移つた。
「平民の中へ行きたい。」といふ事を予は言つた。……

一月十八日 半晴 温

今日は幸徳らの特別裁判宣告の日であつた。……

今日程予の頭の昂奮してゐた日はなかつた。さうして今日程昂奮の後の疲勞を感じた日はなかつた。二時半過ぎた頃でもあつたらうか。「一人だけ生きる／＼」「あとは皆死刑だ」「あゝ二十四人！」さういふ声が耳に入つた。「判決が下つてから万歳を叫んだ者があります」と松崎君が渋川君へ報告してゐた。予はそのまま何も考へなかつた。たゞすぐ家に帰つて寝たいと思つた。それでも定刻に帰つた。帰つて話をしたら母の眼に涙があつた。「日本はダメだ。」そんな事を漠然と考へ乍ら丸谷君を訪ねて十時頃まで話した。

夕刊の一新聞には幸徳が法廷で微笑した顔を「悪魔の顔」と書いてあつた。

一月十九日 雨 寒

朝に枕の上で国民新聞を読んでゐたら俄かに涙が出た。「畜生！ 駄目だ！」さういふ言葉も我知らず口に出了た。社会主義は到底駄目である。人類の幸福は独り強大なる国家の社会政策によつてのみ得られる、さう

して日本は代々社会政策を行つてゐる国である。と御用記者は書いてゐた。

桂、大浦、平田、小松原の四大臣が待罪書を奉呈したといふ通信があつた。内命によつて終日臨時閣議が開かれ、その伏奏の結果特別裁判々決について大権の発動があるだらうといふ通信もあつた。

一月二十日 雪 温

昨夜大命によつて二十四名の死刑囚中十二名だけ無期懲役に減刑されたさうである。

一月二十四日 晴 温

社へ行つてすぐ、「今朝から死刑をやつてる」と聞いた。幸徳以下十一名のことである。あゝ、何といふ早いことだらう。さう皆が語り合つた。……

夜、幸徳事件の経過を書き記すために十二時まで働いた。これは後々への記念のためである。

一月二十五日 晴 温

昨日の死刑囚死骸引渡し、それから落合の火葬場の事が新聞に載つた。内山愚童の弟が火葬場で金槌を以て棺を叩き割つた—そのことが劇しく心を衝いた。

昨日十二人共にやられたといふのはウソで、菅野は今朝やられたのだ。

……夜……与謝野氏を訪ねたが、旅行で不在、奥さんに逢つて九時迄話した。……かへりに平出君へよつ

て幸徳、菅野、大石等の獄中の手紙を借りた。平出君は民権圧迫について大に憤慨してゐた。明日裁判所へかへすといふ一件書類を一日延して、明晩行つて見る約束にして帰つた。

一月二十六日 晴 温

社からかへるとすぐ、前夜の約を履んで平出君宅へ行き、特別裁判一件書類をよんだ。七千枚十七冊、一冊の厚さ約二寸乃至三寸づゝ。十二時までかゝつて漸く初二冊とそれから菅野すがの分だけ方々拾ひよみした。

一月三、四、五日の日記では幸徳の陳弁書のみに言及しているが、幸徳の文が啄木の心底を強く揺り動かせた様がここから見てとれる。蘆花と同じく西郷を想起していることにも注意されるが、それ以上に注意せられるのは、前に引用した「(無題)」と仮題された文に「破倫無道……何等の同情あるべからず」としていることとの懸隔の大きさである。

また一月二十六日の「日記」に記しているように、啄木は、弁護人平出修という友人のお陰で裁判に関わる文書を見る機会を得た数少ない人の一人であった。この事件に関しては、徹底した秘密主義がとられ、証人も傍聴も許さぬ形の秘密裁判であつたし、国家側はこの事件に関しては裁判調書も各弁護士から回収して焼却するといふまでの神経を用いている。報道も徹底した管制下に置かれ、ために新聞社等をはじめほとんど総ての国民は、たゞえ国家側の弾圧の厳しさを感じたとしても、事件そのもの、つまり幸徳を中心とする二十六名の無政府主義

者によつて、数年間にわたり天皇暗殺計画が準備され、爆弾も作られていたのだと信じたのである。

啄木が読んだ裁判資料は分量としては僅かであるが、この事件の本質を鋭い感覚でキャッチした。無論そこには、一月三日の「日記」に記しているように、事件の本体を見抜いた弁護士平出修の意見が大きく影響していると思われるが、この事件の本体は明科事件にあり他の大部分は捏造であることを見抜いている。

啄木における重要なことは、このように事件の概要を正確に把握したことと、事件が彼を深く絶望させたことである。「日本はダメだ。」、「畜生！ 駄目だ！」というような言葉のみならず、引用した日記のいたるところに、彼の怒り、悲しみに彩られた絶望の音階を聞き取ることが出来る。彼は、単に強権を恣にして社会主義者を弾圧する政府のあり方に絶望したのではない。それゆえ、政府を批判して事足るようなものではなく、彼の眼中にあつたものは「時代」そのものだったと言えるであろう。

啄木に捉えられた、大逆事件に象徴される「時代」は、彼自身の言葉を用いるならば「自己發展の意志」（「秋風記・綱島梁川氏を弔ふ」、「全集」第4巻所収 p. 121）を閉塞せしめ、「明日」を奪う「敵」が正体を見せた時代であった。それは同時に、相即せねばならぬ「自他融合の意志」をも閉塞させる「時代」である。大逆事件によつて、その「時代」は「敵」としての「国家」の形で現れたのであつた。

詳説は措くが、啄木にとっての大逆事件体験は、詮ずるところ、幸徳秋水の「A LETTER FROM PRISON」との出会いであつたと私は考へてゐる。この幸徳の「陳弁書」に啄木は、彼の前に正体を見せた「敵」としての「国家」に克服すべき道標を見たといつてもいいであろう。理想を失つた「時代」において「明日の考察」を可能にする光を見出したと言つてもよい。

c 森鷗外の場合

次に森鷗外を取り上げたい。

鷗外は、一八六二（文久二）年の生まれであるから、高木顯明の二つ年上であるが、帝国大学の医学部を卒業し、約四年のドイツ留学を経て一八八八（明治二十一）年に陸軍大学教官、陸軍軍医学舎教官となつたが、それ以後一九〇七年には陸軍軍医監、陸軍省医务局長となり、軍医としての最高職に登りつめている。

大逆事件においては、本人の思想を超えて弾圧する側に身を置く立場である以上に、山縣有朋や桂太郎とも私的にも交流をもつていた。しかし同時に、明星派の詩人であり弁護士であつた平出修が、大逆事件におけるいわゆる「新宮グループ」の高木顯明と崎久保誓一の弁護を引き受けた際、當時歐州における社会主義、無政府主義の最新知識をもつていた鷗外は、与謝野鉄幹の紹介により平出修の訪問を受け、社会主義、無政府主義について教授している。

大逆事件は、このようないの彼をも大きく揺さぶつたものであり、それは彼の文学作品に現われている。

鷗外は、大逆事件の判決の下される前の一九一〇（明治四十三）年に、すでに「沈黙の塔」（十一月）と「食堂」（十二月）といふ、この事件に関わる作品を二つ発表しているが、ここで取り上げたいのは、判決の翌年一九一二年に『中央公論』に発表した小説「かのやうに」である。

「沈黙の塔」というのは、Parsi族が自然主義と社会主義の本を読む人を殺し、その死体を投げ入れる塔として描かれているが、この作品では、書籍の発禁処分など、吹き荒れる社会主義弾圧を目の当たりにして、それを批

判しているようである。「食堂」においては、下級官吏たちが食堂で幸徳事件や、当時としては第一級の知識であったであろうがヨーロッパにおける無政府主義について話題にしつつ、結局、日本には日本の「御国柄」があることにおちついていく。

「かのやうに」は、『明治文學全集』の第二十七巻「森鷗外」の唐木順三の「解題」によれば、この作品は「山縣公爵から危険思想對策を求められ、それに應じたのがこの作品」であるというが、國家に対して妥協して生きることを「かのやうに」という言葉で示していると言えよう。

子爵家の長男である五條秀麿は、學習院から文科大学に入り歴史科を卒業したが、その後ドイツに三年遊学した。その間に彼は、日本の「國体」の機軸をなす神話が歴史上の事実でないことを知ってしまう。当然彼は揺れ動くのであるが、やがて落ち着く場を見出す。それが「かのやうに」である。結局秀麿は、子爵家の跡をとつて生きていくこと、つまり「國体」に乗つかつた秩序を信じているかのようにして生きるという妥協の生き方を選ぶのである。

……僕は人間の前途に光明を見て進んで行く。祖先の靈があるかのやうに背後を顧みて、祖先崇拜をして、義務があるかのやうに、徳義の道を踏んで、前途に光明を見て進んで行く。さうして見れば、僕は事実上極蒙昧な、極従順な、山の中の百姓と、なんら押ぶ所もない。只頭がばんやりしてゐない丈だ。極頑固な、極篤実な、敬神家や道学先生と、なんの押ぶ所もない。只頭がごつ／＼してゐない丈だ。ねえ、君、この位安全な、危険でない思想はないぢやないか。神が事実でない。義務が事実でない。これはどうしても今日にな

つて認めずにはゐられないが、それを認めたのを手柄にして、神を瀆す。義務を蹂躪する。そこに危険が始て生じる。行為は勿論、思想まで、さう云ふ危険な事は十分撲滅しようとするが好い。……どうしても、かのやうに尊敬する、僕の立場より外に、立場はない。

（岩波書店刊『鷗外全集』第10巻 p. 75～76）

と、鷗外は主人公秀麿に言わせている。

このようないたずらに対して「鷗的」であると評されたりもするが、唐木は「ドイツの哲学者ハイヒンゲルの『かのやうにの哲学』を借用し、神話は事実ではないが、「御国柄」維持のために必要であるならば、それを事実であるかのやうに尊敬してゆかうといふのである。これはいはば妥協の立場、折衷主義といつてよい。同時にこれは当時の一般の知識人が、抵触することなく生きてゆける立場であつたといつてよいだらう。」と言つてゐるが、「御国柄維持のために必要」であるよりも、国家に従わぬ者に死を以て弾圧する強権の下に生きる者にとっての必要性という側面から読まれることが多かつたのではないか。

無論これは鷗外の立場であるが、はつきりした意志で「かのやうにを尊敬する」という立場を選択するということは、意図的に虚無をかかる道を選ぶことを意味している。しかし、「僕の立場より外に、立場はない。」と言ふ。この断言の中に、大逆事件に見られる「危險思想」への国家側の態度の強硬さを感じる。それは鷗外のごとき立場の者でも妥協の道を求める以外にないものであった。

事件の判決の年、鷗外五〇才。位人臣を極めて国家の中枢に位置し、文学者としても押しも押されぬ名声の中にある、大逆事件に出会つて思想変革を迫られる人ではなかつたというべきであろう。

徳富蘆花、石川啄木、森鷗外の三者が、大逆事件に対してどのような態度をとったかを述べた。いずれそれぞれについて詳説する機会があればと思うが、以上の概述から一応の結論を述べておきたい。

啄木研究の第一人者であった岩城之徳は、大逆事件に出会って衝撃を受けた啄木のとつた態度を「抵抗」という言葉で示している（岩城之徳著・近藤典彦編『石川啄木と幸徳秋水事件』吉川弘文館刊）。この「抵抗」という言葉は、大逆事件への啄木の態度を言い得た言葉であると思う。最晩年の啄木を襲つた大逆事件が彼を使嗾したものは、一つには「國家」というものへの根底的な批判の眼であった。しかしそれは、単純に無政府主義者を弾圧する政府への批判ではなく、明治国家という形で現成している日本の「時代」、ないしは「文明」批判に裏打ちされた「抵抗」であった。「閉塞」しているものは単に政府ではなく「時代」であり、その意味で当然その批判は弾圧する政府を批判して事足りる体のものではなく、自己とその思想や実生活そのものに対する視点を持たざるを得ない。つまり己れをも撃たざるを得ないような批判であり抵抗であった。ここでいう「己」を撃つ」ということは、荷風のごとく、大逆事件という眼前の事実に對して何ら為し得ない自己の不甲斐なさを撃つというような質のものではなく、時代—国家に「抵抗」し、それを克服せんとする方向をもつものであった。

それに比して徳富蘆花は大きく違つている。彼は「謀叛論」によつて、確かに明治政府の弾圧が天皇暗殺という行動を生み出させたのであり、幸徳等の連座者は結果としての行動は批判されるものであつても、その志は國家を思う「志士」のそれであるとして弾圧した政府を批判しているが、そこでは「國家」そのものが問いとはなつていないだけでなく、ましてやその政府批判には時代・文明批判というような要素は皆無であった。

鷗外に於ては、既述のように「かのやうに」という形で、内心はいかようであれ国家に隨順する方向に未来を

振り向いた。一方で大逆事件をフレーム・アップする勢力の側（中）に位置を占める彼が、事件の弁護人平出修に一週間にわたって無政府主義についてのレクチャーを行い、山縣有朋や桂太郎とも身近につながりをもち、事件の本質を理解するだけでなく明治国家の虚構性を知悉しつつ、それに身を擦り寄せて「かのやうに」生きるという。それが「鶴的」であろうと妥協であろうと、「虚構」を「事実」である「かのやうに」生きること、このような態度こそ明治末期の政府が望んだものではなかつたであろうか。

だが、文学者である鷗外が「かのやうに」生きる道を選ぶということは、肉声を杜絶させ、実人生をもフィクション化することを意味しないであろうか。例えば鷗外はこの章で取りあげた啄木の作品のほとんどを生前読むことはなかつたが、それらが発表されたとすれば知的には最も正確にそのもつ意味を理解したであろう。しかも、理解し得る世界をもちつつ「かのやうに」生きるという鷗外には、人生そのものを「虚構」化する道しか残つてはいない。

鷗外が「かのやうに」生きることを表明したことは、少なくとも基本的に歴史の歯車の外に我身を放擲し、花袋のように「第三者的」に生きることを意味する。時代の先端を、いわば風を切つてすすむ鷗外号を自ら沈没させたと言えるだろう。一方から言うなら、それほどまでに強権の支配が貫徹されたということである。

付言であるが、暁鳥敏が『精神界』第十一巻第二号の巻頭言で、大逆事件の本質を「四恩」の忘却に関わるものとして説いたのは、十二人の死刑執行直後の一九一一年の二月のことであった。一方、國學院大學で「大逆事件講演会」が開かれたのは二月六日であった。三宅雪嶺はこの講演会で「四恩論」と題して講演したというが、それは先に講演した南條文雄が「四恩」について述べたことが誘い水になつたということである。

暁烏敏の「四恩」と南條文雄の「四恩」は、偶然の一一致と考える他はないが、いずれも真宗大谷派に深く関わるもののが、同じ言葉でこの事件を取り上げたことは興味深い。南條文雄の講演録は現存するのであろうか、その存否を確かめたことはない。この講演会の講師連は、報徳会の花田仲之助、実業家の渋沢栄一、哲学者の井上哲次郎と三宅雪嶺、それに南條文雄であった。また貴族院議員、衆議院議員、将官クラスの軍人たちが来賓として並んだという。この顔ぶれを見ても、蘆花の愛子夫人の日記に「南條博士等第一高演説駁撃の講演会あるよしの話」とあることが肯われるが、さながら政府主催の講演会を思わせる。ここから見れば南條の講演も、政府の意に沿うものであつたことは推測できるが、当時南條は大谷大学の学長であった。

先に紹介したように、暁烏敏は四恩（暁烏は「心地観経」に依つて「母の恩、国王の恩、如来の恩、衆生の恩」としている）によつてすでに生きている事實を無いものとすることを「邪道」「逆心」として、「我等のある所以は、四恩あるが為也。然るに之をなしとする時に、五逆が行はるゝ也。」とする。そしてこの短文の最後は「この大逆心をする者は逆徒也。忠孝の仮面を蒙むれる逆徒は誰ぞ。我之を自己に見て、戰慄、恐懼。恭しく仏名を称へ奉る。」と結んでいる。

暁烏敏の場合は、蘆花・啄木・鷗外とはいわば「磁場」を異にし、歴史や社会という文脈では論じ得ない。これは暁烏に特異な性格でありつつ、仏教、真宗の教學が歴史的に多く抱え込んでいる問題であろう。

この立場は、啄木などとは対極に位置しており、暁烏からはたとえば國家と対峙するというようなことは出でこないであろう。本質的に国家のありようの如何とは関わらぬ立場であるが、一方皇室に対しても最敬礼をおこなつていく。ここでは国家は相対化されているかのごとくでありつつ、絶対化されていったと言える。

次に見るようすに、大逆事件に対する真宗大谷派教団の対応も同様の問題を抱えている。

3 大逆事件と真宗大谷派

a 大逆事件に対する大谷派の対応

紀州新宮の真宗大谷派淨泉寺住職高木顥明が刑法第七十三条に関わる嫌疑で起訴されたのは、一九一〇(明治四十三)年七月七日であった。このことは大谷派を驚愕せしめたと思われるが、起訴に関しての大谷派の動きを語る資料はない。現在発見されている資料に拠る限り、この事件に関して大谷派が動く最初は、顥明の逮捕から四ヶ月後の十一月十日のことである。この日付けで、大谷派は顥明の住職を「差免」し、同時に全国の寺に「諭達」を発している。

諭達第五号

我カ真俗二諦相依ノ宗風ハアナカチニ出家発心ノカタチヲ本トセス捨家棄欲ノスカタヲ標セス王法ヲ本トシ仁義ヲ履ミ而モ内心ニハ信心ヲタクハヘテ報恩ノ称名ヲタシナミ報土ノ得生ヲ期スルニ在リ是レ即チ本為凡夫ノ本願ヲ開闢スル所以ニシテ一トシテ正依ノ経説ニ濫觴セサルハナン五逆ノ重罪正法ヲ無ミスルヨリ生シ正法中ニ仁義礼智信アルヘキハ註家ノ指南ニシテ二諦相依ノ宗致ハコヽニ濫觴シ特ニ悲化段ノ金口ニ至リテ

ハ明ニ或ハ世間ノ人民父子兄弟室家夫婦都ヘテ義理ナク法度ニ順セサルヲ悲ミ或ハ臣其君ヲ欺キ兄弟夫婦中外知識更々相欺誑スルヲ誠メ今世ニ現ニ王法ノ牢獄アリ罪ニ隨ヒテ趣向シテ其殃罰ヲ受クト開示シタマヒ正依ノ經説人生彝倫ノ紊ル可ラサルヲ教ヘタマフハ明鏡ヲ懸クルカ如ク孰レカ疑点ヲ容ルル余地アランヤ……

（『宗報』110号）

はじめに、「眞俗二諦相依」の宗風であるとし、次に教育勅語や戊申詔書の趣旨と同じく国家の倫理を履み秩序を守ることが大切であり、最近は国家の必要を認めず財産の平均化を唱え、「国体」を変革しようとし、それを言論で訴えたり、実行せんとする動きがあるが、何とも懼れるべきことであるとしている。最後に、仏教で言う平等は社会的平等とはことなり、社会的平等は悪平等に過ぎず、真宗の教えとは根本的に背馳するとして、「四恩」の中の「国王の恩」を特に取り出し、「二諦相依」の宗風を発揚することに心がけ、布教においては殊に注意せよとしている。

これは、天皇制国家に平仄を合わせた近代の本願寺教団が、その方向を正当化していく時の典型的な説明であり、戦争協力などでもいつも使われてきたバターンであるが、この十一月十日という時期に注意しておきたい。

七月七日における高木顯明の連座はすぐさま本山に伝えられたであろうが、それ以後は事件の展開の方向を見守っていたのであろう。この時期は、予審が終了して予審判事から大審院長に「意見書」が提出された時期である。この「意見書」によって裁判の方向がほぼ決まったといえるが、それを待つて、即座に顯明に住職を退かせると共に全国の寺院に対して「諭達」を発したのである。

「意見書」においては、大石誠之助が一九〇八年十一月に東京の幸徳を訪ねて「暴力革命及び大逆罪決行」を謀議し、帰路京都で徳美夜月に、大阪で武田九平、岡本穎一郎等に幸徳との謀議を伝えて同意を得て帰郷したが、顕明は、翌年一月に成石平四郎、峯尾節堂、崎久保誓一とともに大石誠之助宅でこの謀議を聞いて同意し、決死の士となることを承諾したとされている。

「意見書」は結論として、「以上事実の証憑十分にして各被告の所為は何れも刑法第七十三条に該当する犯罪なりと思料する」としている。冒頭で見たように、刑法第七十三条に該当するものは死刑しかない。つまりここで有罪か無罪か、いずれに当たるかの判断のみでよいが、このように予審判事の意見書は、すべての被告について大逆罪規定に該当するに証拠は十分であるとしている。

この「意見書」を、大谷派は何らかの方法で入手し、それによつて前述の二つの動きになつたと考えられる。また、住職「差免」の辞令から一ヵ月後、次のような文書が淨泉寺に出されている。

別紙辞令及伝達候就ハ其寺兼務住職選定之上至急上申可相成此段申入候也

明治四十三年十二月十一日

淨泉寺殿

奈良教務所

(南林寺文書)

淨泉寺は無住職のままになつてゐるゆえ、早急に兼務住職を選定せよということである。しかし、顕明が拘束

され東京に送られてからの淨泉寺は、妻の「たし」と十才に満たぬ養女加代子の二人で寺を守っている状態であった。近くに大谷派の寺もなく、ましてや所属する奈良教務所も遠く、顯明が居なくては収入の道も全く途絶えることとなり、周囲の目に耐えながら生活を守るのに精一杯だったと思われる。顯明の妻が「意見書」を見たとは考えられぬから、もうすぐ嫌疑が晴れ、無実であることがはつきりして顯明が帰ってくると妻は考えていたであろう。

十二月十日に大審院で公判が始まつたが、公判中に大谷派は淨泉寺に調査員を派遣している。これが、大谷派の二番目の対応であるが、これについては調査員藤林深諦の調査報告である「復命書」の下書きが現存している。この復命書の下書きの発見によつて、高木顯明に関する研究は大きく進んだが、他の稿で触れたことがありここでは描くことにする。

翌一九一一年一月十八日に判決がおりた。二十六名中二十四名が死刑であつた。大谷派は同日付で顯明を「擯斥」に処した。

これらの大谷派の対応の詳細については割愛するが、これらの対応とその結果は総体として、顯明を切り捨てることによつて国家、殊に天皇への忠誠を示さんとするものであつたと言えよう。調査にあたつた藤林深諦の「復命書」によれば、顯明は仏祖の教えに従い、周囲の批難に屈することなく、日露戦争に非戦を唱え、被差別部落の門徒衆と共に歩もうとする姿が報告されている。しかし、大谷派の事件に対する対応とその結果は、自派からの連座者である顯明がどのような生活を送り、住職として何を願つていたかに耳を傾けようとすることも無かつた。徳富蘆花は前節で述べた「謀叛論」において、この事件に対する宗教界の反応を次のように批判している。

……出家僧侶宗教家などには、一人位は逆徒の命乞する者があつて宜いではない乎。然るに管下の末寺から逆徒が出たと云つては大狼狽で破門したり僧籍を剥いだり、恐入り奉るとは上書しても、御慈悲と一句書いたものが無い。何といふ情ないこと乎。

(『明治文学全集』第42巻 p. 372)

これらは大逆事件に対する大谷派の直接の対応であつたが、事件のあおりをうけたその後の大谷派の動きの中で最も注目されるのは、大谷派慈善協会が設立されたことである。

c 大谷派慈善協会の設立とその問題点

恩賜財団済生会の設立

大逆事件は、広く見れば明治天皇制国家が、資本主義の発展に伴つて新たに出現した労働者という一階級に社会主義思想が広がつていきつつの背景として、天皇制国家の体制の再編の一環として社会主義者、特に直接行動派といわれるグループに対して、牙をむきだしたときに起こされた事件であった。政府の側も、その基本的な背景としての社会の変化を感じしており、弾圧のみで社会主義の蔓延を防ぐことは出来ないと考え、この事件を体制再編のために最大限に利用しようと考えていた。

その一つは、判決の翌日に行われた十二名の大赦であった。新聞も天皇の「優渥なる仁慈」を書き立て、体制の再編に一定の効を奏したと言えるが、山縣有朋、桂太郎ラインが行つた次のものは、「貧民済生に関する勅語」の發布と「恩賜財団済生会」の設立であった。

「貧民済生に関する勅語」に伴つて百五十万円の内帑金が施薬救療資金として「下賜」された。これをもとに、五月三十日に「恩賜財団済生会」が設立されたのである。

医療に限定は出来ないが、総じてこの時期までの救済事業は、行政における施策の貧しさを皇室からの下賜金によつて補完していく形態が慢性化していたと言える。救済行政の貧しさを、逆に天皇制イデオロギー再編のために利用するのである。特に、地方改良事業など日露戦争後の国家再編の動きのなかで一九〇八年に中央慈善協会が設置されたことは、民間の篤志家や慈善家の地道であるが自由になされてきた努力を、国家に吸収し、統制下に置かんとする動きであった。このように天皇の名による慈惠救済は強力な磁場として、多くの国民の人道的努力を国家に吸い寄せる力としてはたらいてきた。済生の勅語の発布と恩賜財団済生会の設立は、まさにその磁場的たらきを最もよく果たすものとして機能したのであつた。

桂内閣による大逆事件のフレーム・アップは、都市貧民の増加や労働者階級の出現と組織化の傾向など、新たな時代状況において広がりを見せようとしていた社会主義運動を、「彈圧」するという権力による対処の一方策の極限のサンプルを提示した。それに対して、済生の勅語から恩賜財団設立の動きは、天皇制的慈惠救済事業を強力に再編し、同時に天皇制イデオロギーによる国民再統合を押し進めようとするものであつた。

大谷派慈善協会の設立

大谷派は国家のこの動きを受けて、従来から真宗信仰の表出として有志によつて行われていた無料宿泊所の運動や「免囚保護」等々の多くの努力を吸い上げ集約して、四月には「大谷派慈善協会」を設立するのである。こ

これは国家サイドの済生会設立と共通の性格を性格をもつものであつた。

「貧民済生に関する勅語」は一九一一年二月十一日の紀元節に発布された。これを受けて大谷派では、すぐさま寺務総長名で法王の「御垂示」が発表されている。

粵ニ我力

聖明ナル陛下世局ノ変遷ニ鑑ミ臣庶ノ疾苦ヲ軫念シタマヒ

綸旨ヲ下シテ

恩意ヲ昭ニシ

内帑ヲ出しテ有司ニ付シ施薬給療ノ資ニ供シ赤子ヲシテ永ク窮餓ヲ免レ

太平ノ洪沢ニ浴セシメノコトヲ計リタマフニ遇ヘリ臣子誰レカ 深仁ヲ仰カサルモノアランヤ然シテ我等仁慈博愛ノ仏勅ヲ奉シ王法為本ノ宗義ヲ体スルハ感激必ス切ナルベシ

顧フニ人世ノ貧富窮達ハ万差ナルヘント雖モ同ジク

聖明ノ徳沢ニ浴ス宿縁存スル所知ルヘキナリ而シテ復衣服頗ル足リ資産亦豊ナルノ徒ハ

聖朝ノ覆護ヲ煩ハシタテマツルコト隨テ多カルヘキノミナラス田園資産モ悉ク我有ニ非ルハ既ニ如来ノ金口

ニ昭々タル所ナレハ此際特ニ

聖旨ノ在マス所ヲ察シ節約ヲ主トシ冗費ヲ省フキ仁慈博愛ノ精神ヲ鼓舞シ慈善救濟ノ行為ヲ資助シ

聖慮ノ万ニニ獎順シタテマツルコトニ躊躇セス復僧侶ノ若キハ白毫ニ衣食シ余蓄鮮ナカルヘシト雖モ同志ヲ

誘ヒ同朋ヲ勧メテ

聖意ヲ体認セシメンコトヲ期シ且前年戊申ノ

詔書ニ本ツキ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ信義ヲ重ンジ道徳ヲ尚ミ以テ臣子ノ本分ヲ完フシ
國運ノ發展ヲ裨補シタテマツラノコトヲ忘ル、勿レ

明治四十四年二月十四日

右之通御垂示アラセラレ候条御趣意ヲ体認シ宗徒ノ本文ヲ守リ心得違無之様致サルヘシ

寺務総長 大 谷 瑩 誠

（『宗報』第113号）

煩瑣で読みにくいものであるが、引用した意図は、大逆事件に自派から連座者を出した大谷派が、天皇家、内務省、宮内省等にいかに細かな神経を使っているか、またその「恐懼」のほどが、文面や体裁に溢れているのを見るためである。

一九一一年は、宗祖親鸞の六五〇年大遠忌の年であり、四月十九日から二十八日までその行事が行われた。その間の二十六日、感化救済事業講演会が開催された。これは前年十一月に東京で開催された内務省主催の感化救済事業講習会に大谷派から参加した人たちによって発起され、またこの講演会参加者有志の発起によつて「大谷派慈善協会」が設立されたという。

その機關誌『救済』創刊号を見ると、四月二十六日に開催された感化救済事業講演会に法主から発せられた「御

教書」がかかげられ、会則とともにこの講演会にむけた大谷瑩亮教学部長の祝辞が掲載されている。法主の「御教書」はその内容から「貧民済生に関する勅語」を受けたものであると察せられ、教学部長祝辞には「今や聖上陛下は大御心を此に注かせ給ひ内帑を割きて無告の窮民を賑恤し給ふあり、法主台下も深く聖旨を感佩し門末に諭するに慈惠救恤の事を以てせらる平常に仏心の大慈悲を談し身に国恩を感戴する者誰れか感奮せざるべけんや」(『宗報』119にもあり)と述べているように、大谷派慈善協会の設立は、国家の天皇制慈惠事業に平仄を合わせるものであった。

しかも、前述したように「貧民済生に関する勅語」は、大逆事件直後において、桂内閣が事件勃発の責任追求を逃れ、同時に天皇制イデオロギーを注入して「危険思想」を「予防」するという、一石二鳥的効果をねらつて発せられたものであったことは明白である。他の佛教教団にはこの動きがないことからも察せられるよう、高木顯明という連座者を出した大谷派は、いわばその“穴埋め”を為す必要があつたと思われる。国家に対する穴埋めは、國家への恭順を形で示す以外にはない。

かく言うことは無論、大谷派慈善協会を発起した有志たちにその意図があつたことを、必ずしも意味するものではない。彼等は多分大谷派におけることに真摯な求道の人たちであつたと思われる。その眞面目さを吸い上げていく“装置”があることを指摘しているだけである。この場合、それは自己保持に汲々とする真宗大谷派という組織であり、それを利用しながら基盤を固めんとする国家である。ここには、個人個人の善意や真剣さなどのいわば美しいものを逆転した力に転換してしまう力が働いているのである。

『救濟』創刊号の「大谷派慈善協会の経過」によれば、会長には大谷教学部長、顧問としては吉谷覺寿、南條

文雄、村上専精、稻葉昌丸と小川滋次郎（内務省嘱託法学博士）といつたメンバーが就任した。

なお、これと関わって六月二十一日付で教学部諭達第一号が発せられているので、煩を厭わず次に挙げておく。

教学部諭達第一号

不良ノ徒ヲ感化シ無告ノ民を救濟スルハ仁慈博愛ノ金言ニ応シ本宗縊素ノ当ニ務ムヘキ所ニシテ從前既ニ実行着手ノ向モ尠カラサレトモ設備未ダ遍ニカラス事業尚幼稚ニシテ意ヲ満タスニ足ラス然ルニ近時社会ノ進運ニ伴ヒ愈忽緒ニ付スヘカラサルヲ覺フ去二月畏クモ

陛下内帑ヲ割キテ救恤ノ資ヲ賜ヒ當路ニ命シテ實施ヲ促シ給フニ遇ヒ　我法主台下垂示ヲ下シテ率由スル所ヲ誨ヘ給ヘリ一派ノ縊素此際晏然座視セス斯業ノ為メニ心身ヲ役スルノ覺悟ナカル可ラス……

（『宗報』 117号・121号）

この諭達は二度も大谷派機関誌『宗報』に掲載されている。二回目の掲載に際してその理由を述べ、この「諭達」が出された意図は、天皇の「勅語」の精神を帶びてその「聖慮の普及貫徹」のために大谷派法主が「御教書」を発し、それを門末に徹底せんがためであつたが、「社会要求の急且つ大に比し」十分にその意図が徹底していない現状があるからであると説明している。二度も機関誌に載せられることはかなり異例のことであり、本山当局が、いかに感化救済事業に力を入れようとしていたかが判る。そしてその場合も、「感化救済」という事業を浄土真宗の教義に根拠をもつものであるという方向の説明ではなく、常に「天皇」が持ち出され、その「聖慮」の表

現であるとされるところが注意せられる。前に引用した「御垂示」においても同様である。

このようなパターンは近代の大谷派においてはそう珍しいものではないが、大逆事件そのものについての記事は皆無であるのに比して、この感化救済事業に関する記事は一九一一年の事件判決以後の機関誌に毎号掲載され、しかもそれは「貧民済生に関する詔勅」を持ち出すパターンで行われることが多い。このことが示しているものは、大谷派は、このような形で感化救済事業に関する記事を掲載することで大逆事件そのものの報道に替えていふということであり、事件そのものの掲載よりも一層天皇制イデオロギーを植え付ける役割を果たさんとしたと言える。

前述したように、蘆花は天皇制国家への強い愛着心をもちつつ、むしろそれなるが故に大逆事件においては國家の対応を批判した。啄木は、大逆事件に出会って、国家そのものを問い合わせることによってしか未来を開くことは出来ないところに立った。鷗外は国家を絶対視している「かのように」生きることで、生きのびんとした。それに対して、大谷派は顕明を切り捨てる一方で貧民済生の勅語に平仄を合わせ、国家を絶対化することで、連座者を出したということからくる難局を乗り切ろうとした。しかしこの大谷派の対応は、すでに近代初頭に確立された路線であり、日清戦争や日露戦争などに際して教団内外に喧伝されてきたものに乗つかつた態度であつたに過ぎない。その意味で、大逆事件に向かい合つた大谷派は、全く自己否定や自己変革を要せずに、対応し得たと言える。

おわりに

この稿では、蘆花、啄木、鷗外の三者の事件への向き合いの方と、大谷派が大逆事件に連座者を出した教団として、大谷派慈善協会を設立することで国家への忠誠を改めて表現した経緯を概説したが、この稿を、次の二つの事柄を問題にする前提として考えている。その一つは、このような教団のあり方を正当化する教学が、なぜ成り立つたのかということである。二つには、蘆花、啄木、鷗外などの事件への反応と、曉鳥の『精神界』における何度かにわかる発言とを比較することによって、曉鳥のごとき反応が生まれてくる根拠は何か、ということである。明治期の教団教学と曉鳥の教學、思想とは、むろん一線を画するが、対国家ということではいづれも隨順する結果となつたことも興味深い。これらについては、次に別稿で考えたい。